

誓約書

〇〇銀行□□支店御中

この度、被相続人 相続太郎 の相続手続きに必要な戸籍を収集していたところ、被相続人の父の戸籍が樺太にあり、現在、その樺太の戸籍は、外務省にも保管されていない村のものであったため、物理的に該当の戸籍を取得することが不可能となっております。

具体的には、被相続人の父の出生から22歳までの戸籍が樺太の戸籍のため取得できません。

しかし、複数の親族に聞き取りを行いました。被相続人の父には、既に取得できている戸籍に記載の者以外に子供はおらず、法定相続人が別紙に記載した相続関係図のように8人のみであることに間違いありません。

そのため、貴銀行にはご迷惑をかけるようなことはありませんので、手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

代表相続人 相続 一郎 ④